

県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の 決定及び変更手続きに係る口頭意見陳述等への対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県都市計画審議会（以下「審議会」という。）が、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第4項の規定により、県又は市町村が施行する土地区画整理事業において縦覧に供された事業計画（変更を含む。以下「事業計画」という。）に対する同法第20条第2項に規定する利害関係者（以下「利害関係者」という。）からの意見書を審査するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(口頭意見陳述の手続)

第2条 土地区画整理法第55条第2項の規定により、事業計画に対する意見書を提出した利害関係者から、同条第5項の規定において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「準用行審法」という。）第31条の規定による口頭意見陳述の申立てがあつた場合、審議会は、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の申立ては、書面によらなければならない。

3 口頭意見陳述の実施に当たり、会長は次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 準用行審法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集
- 二 準用行審法第31条第3項の規定による補佐人の出頭に係る許可
- 三 準用行審法第31条第4項の規定による陳述の制限
- 四 準用行審法第31条第5項の規定による処分庁に対する質問に係る許可

(口頭意見陳述の聴取の実施)

第3条 口頭意見陳述の聴取は、次の各号に掲げる者が行う。

一 会長

二 千葉県都市計画審議会条例（昭和44年千葉県条例第6号）第2条第1項第1号に規定する委員のうちから会長が指名する者（以下「聴取者」という。）

2 聴取の実施に際し、会長は、聴取者を招集する。

3 聴取の議長は、会長又は聴取者のうちから会長が指名する者が行う。

4 会長及び聴取者は、意見書又は陳述された意見に関し、審理関係人に質問することができる。

5 口頭意見陳述の実施の状況は、録音又は録画により記録する。

(審議会への報告)

第4条 聴取の議長は、前条の規定により、聴取した内容を記録した議事録及び要旨をまとめた録取書を作成し、審議会に報告しなければならない。

2 前項の録取書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 口頭意見陳述を実施した日時及び場所
- (2) 出席者の住所及び氏名
- (3) 事案の件名
- (4) 聴取した内容の要旨
- (5) 申立人への質問及び回答の要旨
- (6) その他必要な事項

3 会長は、口頭意見陳述に先立ち、議事録・録取書署名人を指名するものとする。

(口頭意見陳述等の公開)

第5条 口頭意見陳述は、非公開にて実施する。

2 口頭意見陳述の議事録は、個人情報等の不開示情報を除き公開するものとする。

(準用)

第6条 口頭意見陳述の方法等について、千葉県都市計画公聴会規則（昭和45年規則第3号）第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「公述人」とあるのは「申立人」と、「公聴会」とあるのは「口頭意見陳述」と、「都市計画案」とあるのは「意見書」と読み替えるものとする。

(証拠書類等の提出)

第7条 準用行審法第32条第3項の規定による証拠書類等を提出すべき相当の期間は、会長が定める。

(庶務)

第8条 意見書の内容の審査に係る庶務は、千葉県都市計画審議会条例第8条に規定する機関において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、意見書の内容の審査に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成11年8月2日から実施する。

附 則

この改正は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年12月13日から施行する。